

立教大学映像身体学科学生研究会スカラシップ制度に関する規則

2017年4月11日 制定

2018年1月23日 改定（2018年4月1日 施行）

（目的）

第1条

立教大学映像身体学科学生研究会スカラシップ制度（以下、スカラシップという。）では、映像身体学科または映像身体学専攻に所属する学生による研究・制作計画を募集し、審査を行う。審査の結果、採択された研究・制作計画に対して研究会費から助成金を付与する。

（対象）

第2条

スカラシップへの応募は映像身体学科または映像身体学専攻の学籍を有する学生に限る。

（条件）

第3条

1. 研究および制作計画の応募は、年度毎に学生1名につき1回までとする。
2. 募集部門は「研究部門」「制作部門」の2部門である。
3. 応募者は「①研究・制作計画書」「②研究・制作に必要な予算（内訳を含む）」「③これまでの研究・制作成果物」を提出しなければならない。

（成果）

第4条

1. 採択された研究および制作計画の成果を、卒業制作・卒業論文または修了制作・修士論文または博士論文の全部とすることは認められない。ただし、卒業制作・卒業論文または修了制作・修士論文または博士論文の一部とする場合、指導教員および研究会の承認を得る必要がある。
2. 成果は、学内外を問わず発表を行なうことを認める。ただし、学外で発表する場合、研究会による承認を必要とする。
3. 採択された研究および制作計画が不慮の事故等により中止せざるをえない場合、予算執行状況等をふまえ、研究会で協議の上、対応を決定する。

（予算）

第5条

1. スカラシップの予算は研究部門と制作部門の2部門あわせて200万円（税込）までとする。

2. 研究部門は、計画1件あたりの予算上限を25万円（税込）までとする。研究部門全体の予算は100万円（税込）までとする。

3. 制作部門は、計画1件あたりの予算上限を100万円（税込）までとする。制作部門全体の予算は100万円（税込）までとする。

4. 第5条2項および3項に規定した各部門全体の予算上限に達しない場合は、研究部門および制作部門2部門あわせて200万円（税込）を超えない範囲で各部門全体の予算上限額を増額できる。

（細則）

第6条

スカラシップの細則は、立教大学映像身体学科学生研究会スカラシップ制度に関する細則で定める。

（改廃）

第7条

本規則の改廃は、映像身体学科および映像身体学専攻の学科・専攻会議の決議を経なければならない。

（附則）本規則は2018年4月1日から施行する。